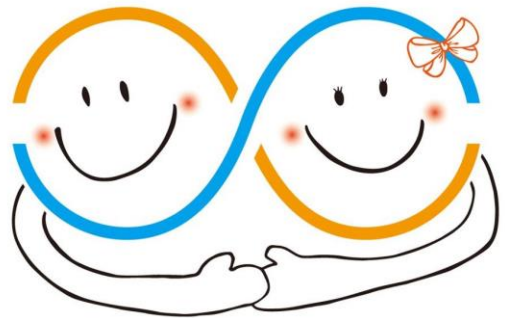


ちば●でも
CHIBA DEMOCRACY



千葉県議会 Q&A 7つの質問

淑徳大学コミュニティ政策学部矢尾板俊平研究室 編
矢尾板俊平 監修

※本冊子の制作にあたり、千葉県議会事務局の皆様インタビュー調査をさせていただきました。ご厚情に感謝申し上げます。
※本冊子の内容に誤りがある場合は、全て監修者の責任です。

1

「会派」って何？



議会の「会派」とは、複数の議員が同じ目的、目標に向けて一緒に活動していく「仲間」と言ってもいいかもしれませんが。現在、千葉市議会の議員数は50名ですが、「会派」に入っていない無所属の議員は4名で、その他、46名は何らかの会派に入っています。

2

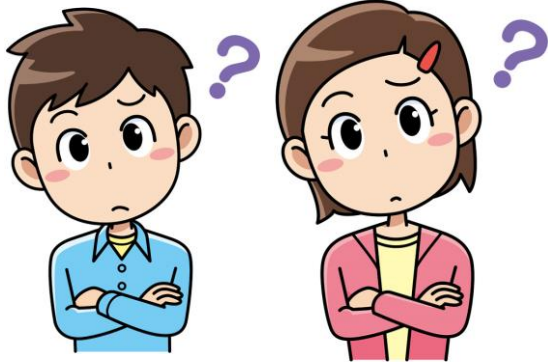
議会事務局は、議員さんをどのようにサポートしているの？



議会事務局には、「総務課」、「議事課」、「調査課」があります。

「総務課」では、他市の事例についての情報収集を行ったり、政務活動費に関する事務を行って、議員活動をサポートしています。「議事課」は、本会議においては議長の議事運営、議案を審査する委員会では、委員長をサポートしています。

議員には、5人以上の賛成者がいれば「議案」を提出する権利があります。調査課では、議員が議案を提出する際に、情報提供を行ったり、情報提供を行ったり、原案をチェックしたりなどのサポートを行っています。



3

「会派」に入ると、どんなメリットがあるの？

「会派」は、2人以上で組むことができます。そして、4人以上の会派を「**交渉会派**」、4人未満の「**非交渉会派**」と呼びます。

「交渉会派」になると、「**代表質問**」ができるようになります。「代表質問」では、議員が「会派」の代表として、市政全般の大きなテーマを質問します。

もちろん、議員個人も市政に関する質問を行う権利を持っています。質問時間は、「会派」の議員数（議長、副議長を除く）に20分を掛け合わせた時間が「会派」に割り振られます。「会派」に入っていない「無所属」の議員は、20分しか質問時間を持つことができませんが、「会派」に所属している議員は、「会派」に割り振られた時間内で調整することができるので、20分を超えて、長めに質問をすることができるようになります。これも「会派」に入るメリットと言えるかもしれません。

さらに、特別委員会（大都市制度・新庁舎整備調査特別委員会、地方創生・オリンピック・パラリンピック調査特別委員会）の委員に選出されるためには、交渉会派に属する議員である必要があります。

このように交渉会派に属することで、議員活動の幅を広げることができますと言えます。

現在、交渉会派は4つで、「自由民主党千葉市議会議員団」、「未来民主ちば」、「公明党千葉市議会議員団」、「日本共産党千葉市議会議員団」、非交渉会派は1つで、「市民ネットワーク」です。



4

議会の議事を見てみると、毎回、全員の議員さんが質問をしているわけではなさそうだけど？

議長や副議長は、中立性を保つため、在任中は質問を行いません。また、監査委員も質問することが禁止されているわけではないですが、立場上、質問を控えることが通例となっています。

また「会派のメリット」で説明したように、質問時間は、「会派」の議員数（議長、副議長を除く）に20分を掛け合わせた時間が「会派」に割り振られ、会派内で質問時間が調整できます。ですから、毎回の議会で質問する議員もいれば、質問したいテーマがあるときに質問し、その他の機会には、仲間の議員さんに質問時間を「譲る」議員もいるということになります。

だから、各定例会で質問する議員と質問しない議員がいるんですね。

監査委員って？

大学のサークルなどで考えると「会計監査」の仕事をしている人だと言えます。サークルでも、みんなのお金の遣い方が適切かどうかをチェックしますね。つまり、市のお金の遣い方、市が補助金などで財政的援助している団体や出資団体のお金の遣い方が適切かどうかを、公平、公正にチェックするのが監査委員の仕事になります。

千葉市では、監査委員は常勤の代表監査委員のほか、有識者1名と市議会議員2名が非常勤の監査委員を務めています。

5 議員の議席順は、どのように決まるのですか？



規則では、議員の議席は議長が定めることになっています。市議会議員選挙が終わると、議長と副議長を選任するための「臨時会」が開催されます。各議員さんは、自分が所属する会派を決め、その会派の代表者（幹事長）が幹事長会議を行います。その会議に、会派ごとに枠を提示し、まず会派の枠が了承されます。次に、その枠内で、各会派内で議席を決めるということが通例になっています。

6

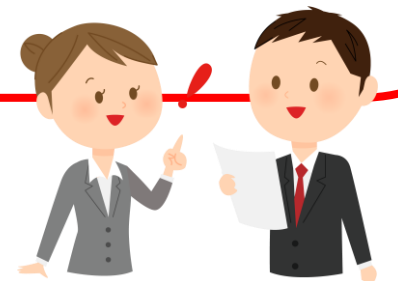
千葉市では、どのように議会改革が進んでいるの？

千葉市では、平成23年から「**議会のあり方**」**検討協議会**が設置され、議会改革の取り組みが進められています。「議員の身分に関すること」、「市民参加の推進に関すること」、「政策立案・政策提言、監視・評価に関すること」などのテーマで部会に分かれ、議論が行われ、平成25年6月に報告書がまとめられました。個別テーマにおいては、他市の事例なども参考にして、メリットやデメリットを確認するなどの作業も行われてきたそうです。

また、「**千葉市議会大規模災害対応指針**」は、大規模災害が発生した際に、千葉市議会・市議会議員がどのように対応すべきか、共通認識を持ち、行動がとれるように取りまとめられたものですが、他市も参考にする事例になったとのこと。

平成29年からは「千葉市議会基本条例」に基づき、「**千葉市議会向上委員会**」で議論が進められています。

議会のICT化も進められており、議会活動を知ってもらう「**見える化**」を進め、「**開かれた議会**」に向けて、インターネット中継やSNSの活用などが進んでいます。



千葉市では、議長と副議長以外の一般議員の場合、年収は**1335万1800円**です。また、政務活動費は、月額**30万円**です。

政務活動費は、年間4回に分けて、**前払い**で、議員本人に振り込む場合と会派に振り込む場合があります、会派ごとに決められています。

政務活動費をどのように使ったのか、その使い方のチェック方法は、1年分を翌年にまとめて報告してもらい、領収書を提出してもらいます。

ただし、広報誌については、現物も提出してもらい、チェックします。また金額の大きくなるパソコンやタブレットも事務所に行き、現物確認をするようです。前払いなので、1年で使わなかったお金（残額）は返還をしてもらいます。

(計算方法)

月額	77万円	×	12か月	=	924万円
期末手当	77万円	×	加算率(1.2) × 4.45か月	=	411万1800円
					計 1335万1800円

他市では、政務活動費に関わる不祥事が起きたりしています。そうした自治体では、前払いから後払いに変更したところもあったようです。